

ドイツ領邦絶対主義形成過程における中間的諸権力 ：領邦都市マインツの場合（上）

神寶, 秀夫

<https://doi.org/10.15017/1854973>

出版情報：史淵. 137, pp.141-157, 2000-03-10. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



ドイツ領邦絶対主義形成過程における中間的諸権力

——領邦都市マインツの場合——(上)

神 寶 秀 夫

はじめに

第一節 考察のための諸前提

- 一 中間的諸権力の概念
- 二 ドイツ近世都市の歴史的位置づけに関する研究史

第二節 マインツ市の統治構造

- 一 帝国自由都市段階のマインツの統治構造(以上、本号)
- 二 領邦都市段階のマインツの統治構造
 - 1 市民の誠実宣誓
 - 2 一四六九年の『特権状』と大司教の都市統治機構

第三節 領邦都市マインツの中間的諸権力

- 一 都市参事会
- 二 同職組合Ⅱ「兄弟団」

総括

ドイツ領邦絶対主義形成過程における中間的諸権力

はじめに

本稿の課題は、中間的諸権力の存在形態と機能を考察することにより、絶対主義形成過程にある領邦国家における中間的諸権力の位置づけを、さらには、領邦国家の性格それ自体を説明することにある。時代及び地域は、中世から近世への移行期におけるドイツの領邦国家、マインツ選定侯領としたい。そして、中間的諸権力として、マインツ市とその主要な構成要素（＝都市参事会と同職組合）を取り上げることとする。この移行期において中間的諸権力がその存在形態と機能をどう維持し、また変化させたかを、マインツ市が一四六二年を境に帝国自由都市から完全な領邦宮廷都市へと帝国国制的に降格した過程とその後の歴史（一五世紀中葉から一七世紀前半迄）を跡づけることにより、明らかにしたいと思う。ドイツ領邦国家形成史上、当市のこの降格は「画期的事件」として著名であつて、^①本稿の課題にとり格好の素材となるものである。

さて、「中間的諸権力」(die intermediären Gewalten) という概念語は、近年の「絶対主義」をめぐる研究史の中で注目されてきたものである。「絶対主義」という概念語は、『ローマ法大全』の中の「皇帝は法律の拘束から解放されている」という命題に由来するが、それは J・ボダン (Jean Bodin 一五三〇—一九六) の定式化——*„Maiestas (souveraineté) est summa in civis ac subditos legibusque soluta potestas“*——をへて一八世紀末に作られた。王政復古期に政治概念として流布されていくが、当初それは絶対主義の批判者達 (旧身分制側、自由主義側、社会主義側) から、拒絶されるべき君主支配体制、法律を超えた無制約の君主統治形態として使用された。だが、その後、一九世紀中葉以降になると、国民的統一国家や国民意識の形成への社会的な関心の中で、絶対主義は「近代国家」の第一段階として位置づけられ、肯定的な価値を与えられるようになり、絶対主義は「時代概念」の地位を得るに至つたのである。^② 両段階での価値評価には正反対の相違があるが、しかしいずれの場合

にも、国家理性の下での中央行政に支えられた、無制約の主権的な君主統治形態であるという把握の仕方の点では一致している。

こうした古典的な絶対主義概念に対し、第二次世界大戦後の「社会史」の台頭に関連して、様々な批判が生まれ、君主権の「被制約性」が強調されるようになった。つまり、一方で王権が「神の法」・「自然法」に拘束され、他方でそれが、新たに形成された国家機構の下にありながら、その影響を免れていた自律的領域の存在を認めなければならなかったことが、明らかにされてきたのである。この自律的領域こそが中間的諸権力であって、具体的には諸身分、地域的団体、局地的勢力、聖俗の領主、都市（ないし都市参事会）、同職組合、家長などである。⁽³⁾近年の研究は、絶対主義の中のこの非絶対主義的なものを盛んに問題にしてきたのである。

さてこの「中間的諸権力」であるが、それ自体は、近年に至ってようやく注目され始めた訳では決していない。

既にそれは、初期啓蒙主義時代の法政治思想の古典、モンテスキュー（Charles Louis de Secondat, Baron de la Brede et de Montesquieu 一六八九—一七五五）の『法の精神』（一七四八年）において、君主政体と関連して言及されていたのである。モンテスキューは、——権力の所在の相違から政体を君主政、貴族政、民主政に分類したアリストテレス的な旧来の政体論とは異なり——権力の行使のあり方の相違から政体を「共和政体」「君主政体」「専制政体」に分類する。そして彼は、注目すべきことに、専制政体と異なり「確固たる制定された」基本的「法律によって統治する」君主政体にあつては、「中間的、従属的そして依存的な諸権力」がその「本性を構成する」と明言し、君主政体には「その本性上、国制に基づいていくつかの身分層が君公の下に存在しているから、国家はより安定的であり、国制もより堅固である」と述べるのである。その際、家産裁判権を有する貴族の権力が「最も自然な従属的中间権力」であるとされる。こうした思考が、自然的要因から説明された、壮大な「アジアの隷属とヨーロッパの自由」との対比構想の基本になっているのは明らかであり、それ故、ルイ一四世及び枢

機卿リシュリュー⁽⁵⁾が恣意的な専制政治に向かったことに対し、モンテスキューは批判を下しているのである。

モンテスキューが安定した君主政体の維持にとつて中間的諸権力が必須であると考えていたことは、明らかである。だが、上述のように彼はルイ一四世治下でのフランス絶対王制の専制政治化の事実を認識しており、また、「三政体の原理について」の最終章⁽⁶⁾で、各政体の原理と各政体の実態とが必ずしも合致していないことをも述べているのであつて、むしろ彼の思想の中に、法服貴族たる彼の封建貴族的な、あるいは啓蒙主義的なイデオロギーを見ることも可能なのである。

一方、今日の絶対主義研究においても、その代表的な研究者であり、君主政的な規律化現象に着目したG・エー・ストライヒ (Gerhard Oestrich) が指摘するように、新しい研究は、「自由な領域、つまり伝統的・旧身分制的な、また貴族的・市民的な生活領域を……過大評価して」きたことが、認識されつつある。それ故、今日においては、上からの見方と下からの見方の両者から国制を考察しなければならないのである。最近、筆者は近世領邦国家を「中間権力や外部帝国直属者との高権分有及び臣民の多様性を前提にしての、『公共の福祉』増進をめざす領邦君主の『優位権』の下にある『ポリツァイ国家』にして『軍事国家』である」と規定し、その近世的特質を指摘したが、それはこうした研究動向を踏まえてのことでもあつた。

だが、中間権力それ自体を考察するには至つておらず、本稿で個別具体的にそれを果たすことにしたいと思う。なお時代区分論について一言言及しておきたい。ドイツの歴史学雑誌を代表する「Historische Zeitschrift」における時代区分で、その最新号Band 269 Heft 1, 1999から従来は単に「一六一—一八世紀」としか表記されていなかった時代が「Frühe Neuzeit」と表記されるに至っている。今後は、この時代の有する、中世的でもなければ近代的でもない「特殊近世的特質」の解明が、一層重視されていくことになるであらう。

第一節 考察のための諸前提

領邦都市マインツを「中間的諸権力」の観点から考察するための諸前提として、一 中間的諸権力の概念、二 近世都市の歴史的位置づけに関する研究史を論述しておく必要がある。まずそれを果たしておきたい。

一 中間的諸権力の概念

当該概念に関しては、「旧体制における中間的諸権力の構造と機能」と題してD・ヴィツロヴァイト (Diemar Willoweit) が行なった包括的な研究報告が、有益な出発点となる。彼の議論の概要はこうである。「一六世紀の政治的な大変動以降に神聖ローマ帝国において成立し、ヴェストファーレン条約以降その成立の速度が早められた初期近代国家」を、一・九・世・紀・の・国・家・機・構・か・ら・区・別・し・て・い・る・の・は、従・属・的・な・秩・序・維・持・権・力 (Ordnungsmächte) の存続である。中世にあつては、団体権力と領主制的な構造を持つ権力のすべては共に、それ自体で社会秩序を構成していたために上位権力の存在を前提とする「中間的諸権力」という概念語は中世の国制状況に適用することはできない。中世の多様で人的な支配権からなっている伝統的な組織の上に一般的な権力関係が覆いかぶされた、一五世紀から一七世紀に至る優位権国家 (Obrigkeitsstaat) に至つて初めて、中間的諸権力の問題が生まれるのである。中世のヘルシャフトと仲間団体は「初期」近代の優位権と社団 (Korporation) に形を変えて存続し、仲間団体的なメカニズムは無傷のままであつた。中間的諸権力の基盤は、旧荘園領主権及び旧裁判領主権であるが、これらの権力は紛争解決機能 (民事裁判権、軽微な事件を対象とする刑事裁判権) に限らず、農業や工業において社会的に重要な日常的行動様式 (財の生産と分配にかかわる行動様式) を統制する「命令権及び禁令権」をも

包含するものである。こうした内容の中間的諸権力は革命的な干渉に至る迄廃止されることはなかった。⁽⁹⁾しかし、社団はもはや自由な結集ではなく、法的ないし事実上強制された組み込みにより成り立っていたし、中間的諸権力は、領邦レヴェルでの一般的な行為規範を自らの被治者に遵守させることを義務としていた(執行機関化)。そして、公共の福祉を志向するポリティツァイ的な手段により領邦君主は、彼らの古き権利を空洞化することができたのであり、彼らをも通して新たな身分制と「生業」を維持させたのである。⁽¹⁰⁾以上のヴィットロヴァイトの議論の特徴は、①初期近代Ⅱ近世国家の重要な一特質を中間的諸権力一般の存在に見ていること、②中間的諸権力自体の特質を自律と領邦権力への従属との二面性に見ていること、③中間的諸権力の基盤に「命令権及び禁令権」という包括的な権力が包含されていたと考えていること、にある。

いずれも有益な議論であるが、最後に挙げた彼の第三の特徴の内容だけは「中間的諸権力」全般には妥当し得るとは言い難い。というのもこの論は、H・H・ホーフマン (Hans Hubert Hofmann) のフランケン史研究の成果に由来するものであるが、ホーフマンは、「命令権及び禁令権」を有する下級裁判権的フォークタイはフランケンにおいては、——中間権力の地位に留まるのではなく——領邦君主権に発展すると考えていたからである。⁽¹¹⁾

最近、大作『ヨーロッパ法史』を完成させたH・ハッテンハウアー (Hans Hattenhauer) は、「絶対主義」の章において「中間的諸権力」に一つの節を割り、①絶対的な君主国家よりも前から存在していたそれらが絶対主義的国制の強固な礎石であり続けたこと(国家行政を担う下級官庁の発展の不充分性)、②旧仲間団体や合議体の権力はフランス革命により変化させられたものの、決して消滅しなかったこと、⁽¹²⁾という一般論を指摘した後で、中間的諸権力間の差違に注目して、注目すべき論を述べている。すなわち、都市参事会及びグーツヘルシャフトは君主国家と協力して秩序正しい政治的共同生活を作っていたが、ツンフト勢力には国家は絶えずてこずっていた。国家が経済政策を遂行しようとすれば、良き古き法に固執し手工業慣習を墨守するツンフトを通して、ある

いはツンフトに対抗して、国家はそれを行なわなければならなかったのである。経済生活の繁栄が国家の活動領域を広げ市場経済への開放を容易にしたイギリスで、特にこのことはなされなければならなかった。一方、フランスでは、ルイ一四世（在位、一六三八—一七一五）はツンフトを国家体制の中に組み込むことに成功し、ツンフト強制を確認しつつも、ツンフト制のない市場経済的な飛び地をパリの郊外に設けることもしている⁽¹³⁾。他方、神聖ローマ帝国では、帝国も領邦も法的手段によってはツンフトに対処できなかった。手工業の「名譽」を重んずるツンフトの「慣習」（国家権力にとっては「手工業の濫用」）は「口伝の法」であって、ツンフトはまさに「秘密の世界」であり、紛争の一切を自ら処理し、「国際」ツンフト裁判所の下にあった。但し、こうしたツンフトの権力は親方の許にあったと言うよりは、はるかに保守的でありカルテルたることを意識していた職人団体の許にあったのである。領邦君主の対処手段には、①ツンフトの自律的な法制定権の拒否、②ツンフト裁判権の禁止、③口伝のツンフト慣習を文書化し官憲も介入できるようにすること（例、旧来は独自の挨拶形式により証明されたツンフト所属の法記録化）、④「自由親方」に対し手工業を承認してツンフトのカルテルを侵害すること、などがあったが、効果があったのは最後の手段でしかなかった⁽¹⁴⁾。と。こうしたハッテンハウアーの議論の特徴は、①中間権力の自律性は下位に行けば行くほど強かったということ、②ツンフトの「口伝の法」に注目していること、③イギリス・フランス・ドイツの比較論を行なっていること、である。

以上の基本的な概念を念頭に置きつつ、ドイツ近世都市の歴史的位置づけの研究史をたどってみたい。

二 ドイツ近世都市の歴史的位置づけに関する研究史

筆者は先に各国の絶対主義の特質を近世都市の統治構造の側から比較史的に考察し、次のような見通しを得ていた。

「帝国自由都市などを除き、絶対主義の展開の下、各国の都市は『中間権力』としての地位を維持しながらも、君主行政都市の性格を強め、市民の『寡頭制』が進展していく。だがそれぞれの国や地域の歴史的な社会的諸条件（議会制など）により、市制は相異なっていた。イギリスでは、ロンドンに見られるように、地縁的な区から選出された都市参事会、市議会などが、自市の行政権、立法権、裁判権を掌握していた。他方、フランスでは、都市の諸身分及び職能団体によって指名された名士会議が——時には王権の介入の下で——都市役人団体を選出するという選挙原理と、都市官職の売買制に見られる家産制原理とが、アンタングンの介入の下に拮抗しており、また、都市役人団体は、都市業務のみならず、国王政務についても国王行政と市民との間の仲介者の位置を占めていた。この両国に対し、ドイツでは、都市参事会員は領邦君主により任命され、絶対主義的政策の執行機関としての性格を強めていった。それ故、各個別都市の統治構造における君主権と都市との関係を、相違を強調して述べれば、イギリスでは両者が相互に機能分割し、フランスでは両者が混交し、ドイツでは君主権がより優位に立っていた、となる。」¹⁶⁾

以上の比較は、主に都市参事会員の任命とその権限を基準にして行なったものである。上述のハッテンハウアーは全般的に都市参事会と君主国家との協力関係を説いたが、その協力関係にも三国間で相違があったのである。この認識に立つと、都市参事会を基準とする筆者の三国間の関係づけと、ツンフトを基準とするハッテンハウアーのそれとは逆ベクトルになる。つまりドイツの都市に関しては、都市参事会を基準にすると中間権力的自律性が相対的に弱く、ツンフトを基準にするとそれは強いことになる。この相違を本論で考えてみたいと思う。

さて、ドイツ近世都市自体に関しては、中世都市に比してその研究蓄積は真に乏しかった。その原因は、①一九世紀のブルジョワ史学の言わば理想形態であった中世都市に比較して、領邦国家が都市に対して次第に優位を占めていく一七一—一八世紀のドイツ都市は、一九世紀の市民にとっては容易にアイデンティファイすることがで

きなかつたこと、さらに、②内部抗争、寡頭政化傾向、経済興隆の限界、新設都市の少なさに現われている、近世都市における停滞ないし後退傾向、それ故の近世都市に対するマイナスの評価¹⁷に求めることができよう。代表的な都市史家であるE・エンネン (Edith Ennen) の見解がそうであり、それをより強めた考えをしたのが旧東ドイツの代表的な都市史家であったK・チョック (Karl Czok) である。後者は、旧西ドイツの歴史家ならば未来を志向する構造の一定の萌芽があったと考えるであろう宮廷都市や君主都市の中にも、ドイツ市民都市の底点の兆候しか見ないのである¹⁹。そして、こうした見解の一つの亜流が、「初期近代都市⇨移行論」である。例えば、H・ヘルツフェルト (Hans Herzfeld) は初期近代を「中世都市が偉大で創造的な成果をあげた段階から、一九二〇世紀を覆っている、近代世界における巨大な都市化過程への移行」期と捉えている²⁰。

国制史の観点からするとこのマイナスの評価は、H・ミッターイス (Heinrich Mißeis) が指摘している、①帝国都市に関しての帝国議会における無力性と、②領邦都市に関しての、領邦等族的国制の完成から領邦絶対主義の勝利への移行²¹に、端的に表わされている。こうした事実認識は大筋において今後も踏襲されていくであろう。しかし、この事実認識をさらに深めた議論、あるいは、それを踏まえつつ、近世都市に積極的な意義を見出そうとする議論に注目する必要がある。前者に関して注目すべきが、O・ブルナー (Otto Bruner) の国制史的な議論 (一九六二年) である。彼は、初期近代都市全般は保守的で、部分的には遅れていると捉える。まず、現下の関心が薄い、自主的な自治権を有する帝国都市については、そこにおける中世後期の所謂「ツunft革命」と、初期近代の都市参事会に対する市民の抵抗・闘争とが同質のものであると理解し、両者を生み出したものとして、参事会に対する市民の誠実宣誓に基礎づけられた「旧ヨーロッパ的な基本構造」を帝国都市において措定する。そこに彼は中世と初期近代との間の国制上の連続性と伝統意識を見るのである²²。他方、政治的重要性と内的な組織機能との点で関心の高い領邦国家の、支配下にある領邦都市については、彼は、フランス革命、否部分的には

一八四八年に至る迄、旧時の形態の都市体制が維持されていたことを確かに認めつつも、都市体制が長期にわたって空洞化され麻痺していたとも述べる。つまり、領邦都市は自治権を喪失し、官僚制が整備された一八世紀の領邦国家においては意義を失った古い時代の残滓でしかなく、一九世紀初頭以降には単なる自治体（＝公法上の地方団体）になった、と論じているのである。それ故、本稿がテーマとしている領邦都市に関しては、「旧ヨーロッパの基本構造」と国家的な官僚制との相克とが、近世領邦都市の一つの重要な基本原理であったということになる。だが、領邦都市それ自体には、ブルンナーは積極的な価値を余り見出しはなかったのである。

もう一方で注目すべきが、「重商主義」との関連で都市を考察しているV・プレス (Volker Press) の議論である。その議論は初期近代のドイツ都市の特質全般に関わるものであり、極めて有益である。彼はそこで一六世紀を「特別な程度でブルジョワ的な世紀である」と見て、それ以降の都市のポジティブな再検討を試みている。まず彼は、都市が領邦よりも優位に立つていたことを認め、それを①迅速な決定の能力、②貨幣の速やかな流動化、③計算に即した行動をとる可能性、④経済に基づいて設けられ、文書交換により結び付けられた広範囲な関係網の中心、これらの点に求めている。さらにプレスは、形成途上にある領邦と都市との関係に関し、そこに「対立」(Antagonismus) だけではなく「共生」(Symbiose) を見なければならぬとし、特に次の二点、①一六世紀中葉以降寡頭政化が進んでいく形成途上の官僚集団は都市市民層から供給されたこと、②領邦の財政需要の高まりのために都市への要求が果てしの無いものになっていったこと、に着目する。つまり領邦都市は領邦の凝縮化過程を決定的に促進し、諸侯政府の重要な援助者となったのであり、だが同時にこうしたことにより領邦都市は、安定化を進める国家権力への服属を強めることになった。三十年戦争後の窮状の中で、全体的に領邦政策、主に経済政策が貫徹していき、その際「ポリツァイ」概念の中に包摂された旧時の洗練された利用手段が適用されたのであった。しかしながら、諸特権に最終的な基盤を置く絶対主義国家は、「自らが深い恩義を受けている身分制

社会」の一変形である、寡頭政化の進む都市に対し完全な攻撃をかけることは避けた。それ故、経済的革新は、従来知られていなかった分野（つまり、「ツッフト」の枠外にある分野）に限られることになったのである。とは言うものの、領邦君主の統制の手は頻繁に都市社会を自らの利益のために軌道に乗せ、都市の硬化化傾向と乱脈財政とを制限し、これにより経済発展能力と社会平和のために役立ったのである。⁽²⁵⁾以上のように、君主権と都市との間の対立と共生、影響と服属、君主制と身分制、と言った二面性を認めた上で、都市をポジティブに評価しているところにプレスの特徴があると言えよう。

その後、近世都市の概論を試みたK・ゲルタイス (Klaus Geteis) は、近世都市に中世都市と近代都市との間の単なる「移行状況」を見るのではなく、全く独自の第三の類型としての近世都市を構築しようとしている。そこで注目されているのが、「一方における停滞と他方における変化との二面性」であって、その様々な様相が論じられている。⁽²⁶⁾彼にあつては、まだこの「二面性」とそれがもたらした多様性との提示に止まっていると思われるが、都市において「政治的特権 (Vorrechte)」と「社会的特権 (Privilegien)」との分離が始まっているとの指摘は重要である。⁽²⁷⁾

以上、研究史をたどってきたが、ドイツ近世都市の中に停滞性と市民自治権の喪失を見るだけでなく、そこに何らかのポジティブな価値ないし役割や君主権力の制約性を発見していこうとする動きを確認することができた。また、統治構造に関しては、「旧ヨーロッパ的な基本構造」と国家的な官僚制との相克、領邦と都市の対立と共生の二面性、政治的特権と社会的特権との分離、これらの指摘が注目される。そして全体として、近世都市を単に中世都市から近代都市への移行段階と見るのではなく、独自の都市類型と把握する試みにも注目しておきたいと思う。

第二節 マインツ市の統治構造

一 帝国自由都市段階のマインツの統治構造

ローマ起源都市のマインツ市は中世初期に政治・宗教の一大中心となり、その後、国王から都市支配権を授与されたマインツ大司教の保護の下に発展し、一一／二世紀迄は、東方貿易で栄え、「黄金のマインツ」と呼ばれていた。だが、一二世紀に入ると、ヨーロッパ経済の中心がフランドル地方とバルト海沿岸に移動し、さらに一四世紀前半以降において近隣の国王都市フランクフルト・アム・マインが隆盛を見ることにより、一四世紀以降のマインツは、経済的には、①ラインヘッセン・ラインガウ・ヒンタータウヌスを範圍とする地域的市場のための商品輸入、②特定の品目（ブドウ酒、穀物、金細工品、中級毛織物）の商品輸出及び運送業、③特定の品目（ブドウ酒、金細工品、中級毛織物）の輸出工業、④日用品関係の手工業、これらに支えられた中規模の商工業都市としての性格を強めていった。⁽²⁸⁾

こうした社会・経済的状况の下、経済的な意義を次第に縮小させていく中で、当市は政治的には逆の方向を辿り、帝国国制上上昇していった。つまり、マインツ市は一二四四年に都市参事会の設置を大司教ジークフリート三世 Siegfried III. von Epstein（在位、一二三〇—四九）から認可され、「ライン同盟」（一二五四—六年）の盟主となり、一三三一年に正式に帝国自由都市（ラインに臨む朕の帝国自由都市）に昇格したのである。だが、大司教の都市君主権は排除されることなく、市民自治権と並び且つその上位の支配権として存続したのであった。この「重層的二元主義」と把握すべき統治構造は以下の通りである。

大司教と市民との関係は、双務的な支配契約に基づく支配関係であって、特殊「身分制的」構造であった。つ

まり、即位時に大司教は都市特権を確認する堅約を誓い、それに対し市民共同体は市長を代表者として即位時及び毎年のツンプト参事会員改選の時に、また都市参事会は単独に毎年の市長就任の際に、大司教に対し誠実宣誓を行ない続けたのであった。しかも、都市参事会が固有の行為能力を有する支配機関に発展したことに対応して、参事会の誠実宣誓が都市君主権の権原（＝最終根拠）の一つに挙げられるようになり、都市君主権も市民・住民全体に及ぶ直接市民支配権と、都市参事会という中間権力に対する支配権とに分化していった。前者の直接市民支配権は、後述の市民自治権の展開により、教会裁判権、殺人裁判権、民事裁判権、市場領主権、九ツンプトの統制権と言った、経済活動・財産・婚姻に関する保護・管理権に限定されていく。だが、後者の参事会に対する支配権は、参事会の統治権を賦与特権として市民に承認させること、幾度ものツンプト平民闘争の調停、そのある部分が参事会議席を保持していた「長老門閥」への身分的な三特権（毛織物販売権、造幣請負仲間権＝両替権、家人権）の賦与、という形で存続したのである。⁽²⁹⁾

このように、マインツ市は帝国自由都市でありながらも、マインツ大司教の都市君主権から完全に独立することが出来た訳ではなかった。否、市民自治権の拡大にも拘らず、その上位に都市君主権の存続を許し、それに依存せざるを得なかったのである。この認識は重要である。ドイツ史学界でもようやく近年、偉大なる中世自由都市という觀念の相対化が進み、自由都市の地位を一義的に明確に確定することが出来たであろうような帝国国制上の制度は存在しておらず、各司教からの自立の程度は各自自由都市毎に違っており、したがって自由都市概念が現実は何を意味しているかは、個別具体的に厳密に規定する必要があると認識されるに至っている。⁽³⁰⁾しかしながら、都市君主権が、市民自治権の発展にしたがって、上記のように、市民・住民全体に及ぶ直接市民支配権と、都市参事会という中間権力に対する支配権とに分化していったという認識は、少なくともマインツ市に関しては、ドイツ史学界では未だ明確なものとはなっていないように思われる。

こうした都市君主権の下で、都市参事会とツンフトとは中間権力として以下のような権力を自ら形成し、時には賦与されていた。まず都市参事会であるが、それは、市民の「平和誓約協定」に基づき刑事裁判権（身体・生命の保護）を形成し、これとさらに軍事権及び同盟締結権とを基盤に、直接税・間接税徴収権、年市開催権を獲得したり、賦与されていた。参事会には当初都市君主役人が臨席し、「長老門閥」が議席を独占したが、第一次ツンフト・平民闘争（一三三二／三年）を契機に形成されたツンフトが、都市君主役人の臨席を廃棄し、議席の半数を確保し、さらに一四四四年には全議席を独占するに至ったのである。だが、参事会が市民自治の唯一の担い手であった訳ではなく、都市における言わば「国家内国家」の地位にあった諸ツンフトがさらに、日常的な管理権を行使していた。従来都市君主権の下のアマト的性格のものであった同職組合は、第一次ツンフト・平民闘争時に上級権力による法人化を否定して、少なくとも五八個のツンフトを自主的に形成した。ツンフトの数はその後三〇数個に減少すること、ツンフト間に当然のことながら相違があること、食糧品ツンフトを中心に九ツンフトは程度に差こそあれ都市君主権の統制下にあったこと、以上を踏まえた上で諸ツンフトの一応の共通項を指摘すると、①内部の人事権、立法権、裁判権の行使と祭祀の挙行、②都市参事会の選出及び被選出の母体、③同盟・戦役・課税・都市借款などの公益にかかわる、参事会との共同統治権が挙げられる。それ故、市民共同体内部の政治構造も「重層的二元主義」と解釈することができる。都市参事会統治体制は、参事会と「市民及びツンフト」との間の相互の権利領域承認義務を基軸とする双務的な支配契約により基礎づけられていたのである。⁽³¹⁾

以上、述べてきた帝国自由都市段階の統治構造が、領邦都市段階に移った段階でどうなったのか、つまりどう変化したのか、あるいはどの部分が残ったのかを、次に考察することにした。

註

- (1) Hans Spangenberg, Territorialwirtschaft und Stadtwirtschaft. Ein Beitrag zur Kritik der Wirtschaftsstufentheorie (Beiheft 24 der Historischen Zeitschrift), München und Berlin 1932, S.74.
- (2) Rudolf Vierhaus, Absolutismus (in: derselbe, Deutschland im 18. Jahrhundert. Politische Verfassung, soziales Gefüge, geistige Bewegung, Göttingen 1986), S.63f.
- (3) Vgl. Gerhard Oestreich, Strukturprobleme des europäischen Absolutismus (in: derselbe, Geist und Gestalt des frühmodernen Staates), S.182f. 拙著『近世ドイツ絶対主義の構造』(創文社、一九九四年)の一〇一―一七―二五頁。
- (4 a) モンテスキュー著、野田良之他訳『法の精神』上(岩波文庫、一九八九年)の五一、六四頁。(4 b) 同書上、一三二頁。
- (4 c) 同書上、六四―五頁。(4 d) 同書中、一一三―四頁。
- (5 a) モンテスキュー著、野田良之他訳『法の精神』上、二五九頁、同書下二七六頁。(5 b) 同書上、一三二―一三三―三五四頁。
- (6) モンテスキュー著、野田良之他訳『法の精神』上、八六頁。
- (7) G. Oestreich (wie Anm. 3), S.187.
- (8) 拙著『近世ドイツ絶対主義の構造』(註3)の四六一頁。
- (9) Dietmar Willoweit, Struktur und Funktion intermediärer Gewalten im Ancien Régime (in: Der Staat, Beiheft 2, 1978), S. 9-13, 20, 22.
- (10) D. Willoweit, a.a.O., S.12, 19-22, 25f.
- (11) Hanns Hubert Hofmann, Adelige Herrschaft und Souveräner Staat. Studien über Staat und Gesellschaft im 18. und 19. Jahrhundert (Studien zur bayerischen Verfassungs- und Sozialgeschichte, Bd. II), München 1962, S.74, 85.
- (12) Hans Hattenhauer, Europäische Rechtsgeschichte, Heidelberg 1992, S.424f.
- (13) H. Hattenhauer, a.a.O., S.425.
- (14) H. Hattenhauer, a.a.O., S.426-428.
- (15) 拙稿「フェーレン」(『比較都市史研究』一三二―一三三、一九九四年)の一頁。
- (16) Volker Press, Der Merkantilismus und die Städte. Eine Einleitung (in: derselbe (Hrsg.), Städtewesen und Merkantilismus

- in Mitteleuropa. Städteforschung A, 14, Köln/Wien 1983), S.1.
- (17) Klaus Gerteis, Die deutschen Städte in der Frühen Neuzeit. Zur Vorgeschichte der „bürgerlichen Welt“, Darmstadt 1986, S.5-10.
- (18) Edith Emmen, Die Stadt zwischen Mittelalter und Gegenwart (zuerst in: Rheinische Vierteljahreshblätter 30, 1965; wieder in: dieselbe, Gesammelte Abhandlungen, Bonn 1977), S.204-206.
- (19) Karl Czok, Zur Stellung der Stadt in der deutschen Geschichte (in: Jahrbuch für Regionalgeschichte, Bd. 3 1968), S.17.
- (20) Hans Herzfeld, Die Stadt in den aufsteigenden Nationalstraten (in: Otto Walter Haseloff (Hrsg.), Die Stadt als Lebensform. Forschungen und Informationen 6, Berlin 1970), S.73.
- (21) Heinrich Mittels • Heinz Lieberich, Deutsche Rechtsgeschichte, 18. Auflage, München 1988, S.348, 372f.
- (22) Otto Brunner, Souveränitätsproblem und Sozialstruktur in den deutschen Reichsstädten der frühen Neuzeit (in: derselbe, Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte, Zweite, vermehrte Auflage, Göttingen 1968), S.296f., 301-306.
- (23) O. Brunner, a.a.O., S. 294f.
- (24) V. Press (wie Anm. 16), S.1-3.
- (25) V. Press, a.a.O., S.6, 9f.
- (26) K. Gerteis (wie Anm. 17), S.3.
- (27) K. Gerteis, a.a.O., S.178f.
- (28) Ludwig Falck, Mainz in seiner Blütezeit als Freie Stadt (1244 bis 1328), Geschichte der Stadt Mainz, Bd. III, Düsseldorf 1973, S.100f. Hermann Aubin, Mainz und Frankfurt (in: Historische Vierteljahresschrift, Bd. XXV H. 4, 1931), S.529-546. Hektor Ammann, Der hessische Raum in der mittelalterlichen Wirtschaft (in: Hessisches Jahrbuch für Landesgeschichte, Bd. 8, 1958), Beilage I, S.66f. 拙稿「自由帝国都市ブライメンツの統治構造におけるメンツ」(佐藤伊久男編『ヨーロッパにおける統合的諸権力の構造と展開』創文社「一九九四年」三六三—三六五頁。
- (29) Carl Hegel, Verfassungsgeschichte von Mainz, Nachdruck der 1. Aufl. Leipzig 1882, Göttingen 1968, S. 155, Beilagen: I. 2, S.201. Heinrich Schrohe, Mainz in seinen Beziehungen zu den deutschen Königen und den Erzbischöfen der Stadt bis

zum Untergang der Stadtfreiheit (1462), Beiträge zur Geschichte der Stadt Mainz, Bd. 4, Mainz 1915, S.170, 174. O. Brunner, Land und Herrschaft, Grundfragen der territorialen Verfassungsgeschichte Österreichs im Mittelalter, Nachdruck der 5. Auflage, 6. Auflage, Darmstadt 1970, S.349-352. 拙稿「十五世紀中葉自由都市マインツにおける都市君主権の構造」〔法政史研究〕二七(一九七八年)‘五三—一〇三頁。

(35) Michael Mathews, Vom Bistumsstreit zur Stiftsflehe : Mainz 1328-1459 (in: Franz Dumont, Ferdinand Scherf und Friedrich Schütz (Hrsg.), Mainz: die Geschichte der Stadt, Mainz 1998), S.181.

(37) C. Hegel, Verfassungsgeschichte von Mainz (wie Anm.29), S. 72-75. Joachim Fischer, Frankfurt und die Bürgerunruhen in Mainz (1332 bis 1462), Beiträge zur Geschichte der Stadt Mainz, Bd.15, Mainz 1958, S.8-10. L. Falck, Das Mainzer Zunfwesen im Mittelalter (in: Oberrheinische Studien III, Festschrift für Günther Haseliter, Karlsruhe 1975), S.274-288. 拙稿「十四世紀中葉自由都市マインツにおける都市参事会支配の構造」〔史学雑誌〕八五—四(一九七六年)‘五〇—六四頁。拙稿「十五世紀自由都市マインツにおける都市君主権の構造」(註)‘二七(一九七八年)‘三七—四〇七頁。

〔付記〕本稿は、平成一〇～一二年度文部省科学研究費補助金(基盤研究(C))による研究成果の一部である。